

裁判所の手続きを利用するにはどうしたらよいか

- ・裁判所の制度や手続きが分からない。
- ・どのくらい費用がかかるのか不安。

◆ 基本のきほん

不当解雇、賃金や退職金の未払いなどのトラブルで、使用者と交渉しても、さらに県の労働センターや労働基準監督署等の行政機関に相談しても問題が解決しないときは、裁判所の手続きによって解決を図る方法もあります。その際は、弁護士に依頼することも検討しなければなりません。そこで、あらかじめ弁護士への相談方法や裁判所の手続きについて、大まかにでも理解しておく、方針が立てやすくなります。

◆ 弁護士の探し方、相談の仕方

(1) 弁護士の探し方

弁護士に相談する場合、気軽に相談できるのは、県や市町村が行う法律相談です。多くは予約制ですが、無料で相談することができます。ただし、自治体の法律相談を担当するのは、必ずしも労働問題に詳しい弁護士ばかりではありません。労働問題に詳しい弁護士に相談したい時は、かながわ労働センターが行う弁護士労働相談を利用してみるとよいでしょう。費用は無料ですが、利用できるのは1年度あたり1回です。

また、神奈川県弁護士会が行っている「一般法律相談」や「働く人の法律相談」(いずれも要予約)は、費用(45分以内で5,000円)が必要ですが、相談後、場合によっては担当の弁護士にそのまま事件を依頼することもできます。

なお、「法テラス」(日本司法支援センター)では、弁護士会や自治体等の法律相談窓口を案内していますので、問い合わせしてみるのもよいでしょう。

このほか、インターネットなどで労働事件を扱うことを明記している法律事務所や労働弁護団(労働者側の労働事件を扱っている弁護士の団体)を調べて、相談する方法もあります。個別の弁護士相談料は、1時間1万円程度に設定していることが多いようです。

(2) 相談の仕方

どこで相談するにしても、相談の際は、関係のありそうな資料の全てと、経過を簡単にまとめたメモを持参しましょう。そうすることで、弁護士も内容を早く理解することができ、それだけ適切なアドバイスを受けることができます。

◆ 裁判所の手続きにはどういうものがあるか

(1) 労働審判手続

- 管轄: 地方裁判所(本庁又は一部の支部)
- 事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブル解決のための制度で、労働審判官(裁判官)1名と労働審判員(労働関係の専門的知識・経験を有する者)2名で組織する労働審判委員会が迅速に柔軟な解決を図ります。

- 申立てがあると、原則3回以内の期日で、労働審判委員会が双方の言い分や証拠をもとに審理を行い、適宜「調停」(話し合いによる解決)を試み、「調停」がまとまらなければ、「労働審判」(事案の実情に即した柔軟な解決を図るための判断)を行います。
- 確定した「労働審判」や成立した「調停」は、裁判上の和解と同一の効力があります。
- 「労働審判」に対し、異議申立てがあれば、本訴に移行します。
- 実際の運用においては、多くの事件が「調停」によって解決しています。
- 3回以内の期日で審理を行うので、早期に的確な主張や立証を行うことが重要です。本人だけで手続きを行うことも可能ですが、できれば弁護士に相談した方がよいでしょう。実際、大部分の事件において弁護士が代理人になっているようです。

(2) 民事調停

- 管轄: 簡易裁判所
- 調停委員会(裁判官と民間から選ばれた2人以上の調停委員で構成)の仲介により話し合いを行い、トラブルを解決する制度です。
- 申立書を提出すると、調停期日に調停委員会が当事者双方からトラブルの実情を聴いて、最も適当な解決方法を考え、これを当事者に勧めます。
- 申立てや終了までの手続きが簡単なので、本人だけでもやりやすい手続きです。通常、申立てがされてから、2、3回の調停期日が開かれ、おおむね3か月以内に調停が成立するなどして事件が解決し、終了しています。
- 話し合いによって合意に達した場合、合意の内容は、「調停調書」に記載され、「調停調書」には、判決と同じ効力があります。話し合いが折り合わなかったり、相手方が不出頭の場合、調停に代わる決定がされたり、調停不成立となります。

(3) 民事訴訟(本訴)

- 管轄: 請求額が140万円以下の場合は簡易裁判所
請求額が140万円を超える場合や解雇・配転等の効力を争う場合は地方裁判所
- 法廷で当事者双方が言い分や証拠を十分に出し合い、裁判所が言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、「判決」によって紛争の解決を図る手続きです。訴訟の途中で話し合いにより解決することもできます。
- 訴えを起こす場合、訴状、手数料のほか、資格を証明する書類などが必要となります。
- 簡易裁判所が扱う事件は、定型の訴状等を利用できるので、本人だけで進めることも困難ではありませんが、解雇等身分関係を争う場合や、請求が高額、内容が複雑な場合等は、弁護士に依頼した方がよいでしょう。

- 訴えを起こされた場合、呼出状に記載された期日に裁判所に来ないと、訴えを起こした人の言い分のとりの判決がでることがあります。
- 訴えを起こされた人が判決や和解内容に従わない場合は、別途裁判所に強制執行の申立てができます。

(4) 少額訴訟

- 管轄：簡易裁判所
- 60万円以下の金銭支払請求について、で、原則として、1回の期日で当事者双方の言い分を聴いたり証拠を調べたりして、直ちに判決が言い渡されます。ただし、相手方が希望する場合や裁判所の判断により、通常の訴訟手続に移ることもあります。
- 原則1回の審理で、訴状の書式も裁判所に用意されていることから、本人だけでも利用しやすい制度です。裁判所は、訴えを起こした人の請求を認める場合でも、分割払、支払い猶予、遅延損害金免除の判決を言い渡すことがあります。
- 証拠書類や証人は、審理の日にその場で調べられるものに限られているので、事前の準備が大切です。
- 少額訴訟判決に対して不服がある場合は、簡易裁判所に不服(異議)を申立てることができます。地方裁判所での再度の審理を求めること(控訴)はできません。

(5) 支払督促

- 管轄：簡易裁判所
- 賃金等の金銭を相手方が支払わない場合に、紛争対象の金額にかかわらず利用できる、裁判所書記官が行う略式の手続です。
- 「支払督促申立書」を提出すると、裁判所は申立人(債権者)の申立てのみに基づいて相手方に支払督促を出します。これに対して異議が出なければ確定し、その支払督促は、判決と同様の効力を持ちます。
- 相手方が異議を申し立てると、本訴に移行します。支払督促を出してもらうまでは本人でも十分ですが、異議申立てにより本訴に移行すると本人だけではやりづらい面があるのは否めません。
- 請求金額を相手方が争ってこないと思われるような場合に利用するのがよいと思われます。

(6) 民事保全手続

民事保全とは、民事訴訟手続でその存否を確定できるような権利又は権利関係を有する者が、その確定までに時間がかかることから生じる危険回避のため、裁判所に暫定的な保全措置を求め、裁判所の決定の下にこれを執行する手続です。

ア 仮処分

- 将来の強制執行を保全するもので特定物の引渡請求権等を保全の目的とするもの(係争物に関する仮処分)と、争いがある権利関係について、債権者に生じる著しい損害又は急迫な危険を避けるために暫定的な措置をするもの(仮の地位を定める仮処分)があります。労働事件では、解雇・配転等を急いで争う場合や、ひどい退職強要を止めさせる場合等に使われます。
- 暫定的な決定とはいえ、本訴よりはるかに短期間で結論が出ること、仮処分手続中に和解が成立する場合も多いことなど、メリットの多い手続ですが、原則として弁護士に依頼しないと困難です。

イ 仮差押

- 金銭債権について将来の強制執行を保全するために債権者の財産を処分できないようにすることを目的とする手続です。労働事件では、賃金未払いなどの金銭支払いを求める際、本訴や調停等を進めるうちに相手方の財産が散逸し、支払い能力がなくなる恐れがある場合、例えば、使用者の不動産や賃貸保証金などを、暫定的に差し押さえる手続です。
- この手続も本人だけでは難しいでしょう。また、原則、請求額や差し押さえる財産に応じた保証金を積まないとい、裁判所から仮差押決定を出してもらえません。



裁判所の手続きに関する留意点

◎裁判所の手続きを利用するメリットは何か

裁判所の手続きでも、実際には調停や和解の成立というかたちで、合意によって問題が解決することが多くなっています。そして、その方が相手方も決まったことを履行することが多いのです。裁判所以外における合意との最大の違いは、決めたことを相手が守らない場合に強制執行という強制手段がとれることです。

◎どの手続きを利用すべきか

労働関係のトラブルを解決する裁判所の手続きには複数の選択肢があります。どの手続きにするか、申し立てる側が、各手続の特徴を理解した上で選択します。

◎労働審判、判決、決定が出た後はどうなるのか

合意による解決ができなかった場合や、どうしても白黒をつけたい場合は、労働審判手続では労働審判、本訴では判決、仮処分では決定が出されることとなりますが、労働審判や判決等が出た後、言い分が認められなかった側が異議申立てをして本訴に移行したり、控訴をして上級審で争いが続けられることも少なくありません。また、自分の言い分が認められた場合でも、相手が従わなければ、強制執行をしないと目的が達成できないことになります。

◎期間はどの位かかるか

- 労働審判：原則3回以内の期日で審理を行いますので、概ね3か月以内で解決することが多いようです。
- 民事調停：通常、調停成立まで平均2、3回の調停期日が開かれ、大部分が3か月以内に解決しているようです。
- 本訴：途中で和解によって早く解決することも少なくありませんが、訴訟の迅速化が図られてはいるものの、判決を得るには第1審だけで数年かかることもあります。
- 支払督促：相手方から異議が出なければ1か月程度で終わりますが、異議が出されると本訴に移行することになり、時間がかかります。
- 労働事件の仮処分：数か月かかることが多いようですが、本訴と比較すると頻繁に期日が持たれ、迅速な結論が得られます。

◎費用の目安はどの位か

(1) 裁判所の手数料

収入印紙を申立書類(申立書や訴状)に貼って納めます。金額は手続の種類や請求額により決められています。例えば、請求額30万円の労働審判手続の申立は1,500円、請求額200万円の本訴の提起は15,000円といった具合です。

(2) 予納郵便切手代

裁判所から相手方に書類を送る時の切手代として数千円分をあらかじめ納める必要があります。切手の種類・金額は裁判所に確認しましょう。

(3) 弁護士費用

弁護士費用は最初に払う着手金、実費、事件解決後に払う報酬に大きく分けられます。その金額は、例えば請求額や得られた利益の何%という決め方が一般的ですが、具体的には、各弁護士との合意によります。詳細は相談する弁護士や弁護士会等に確認しましょう。

なお、弁護士費用はどのような形で解決したとしても自分持ちというのが原則です。
また、費用が払えない場合は、「法テラス」（日本司法支援センター）やNPO、労働団体に当面の費用を立て替える制度があります。立て替えを受けるには、要件がありますので、詳細は各機関に確認しましょう。

◎提出書類などはどのようなものがあるか

申立ての際には、次の書類をはじめとする所定の書類が必要です。部数など詳しいことは裁判所に確認しましょう。

●申立書類

労働審判手続 → 労働審判手続申立書

民事調停 → 調停申立書

民事通常訴訟(本訴)・少額訴訟 → 訴状

支払督促 → 支払督促申立書

仮処分 → 仮処分命令申立書

仮差押 → 仮差押命令申立書

●商業登記簿謄本(登記事項証明書)

当事者の一方が法人(会社など)の場合は、その代表者を明らかにするために必要です。法務局(登記所)で入手できます。

●委任状

弁護士に依頼した場合に必要です。

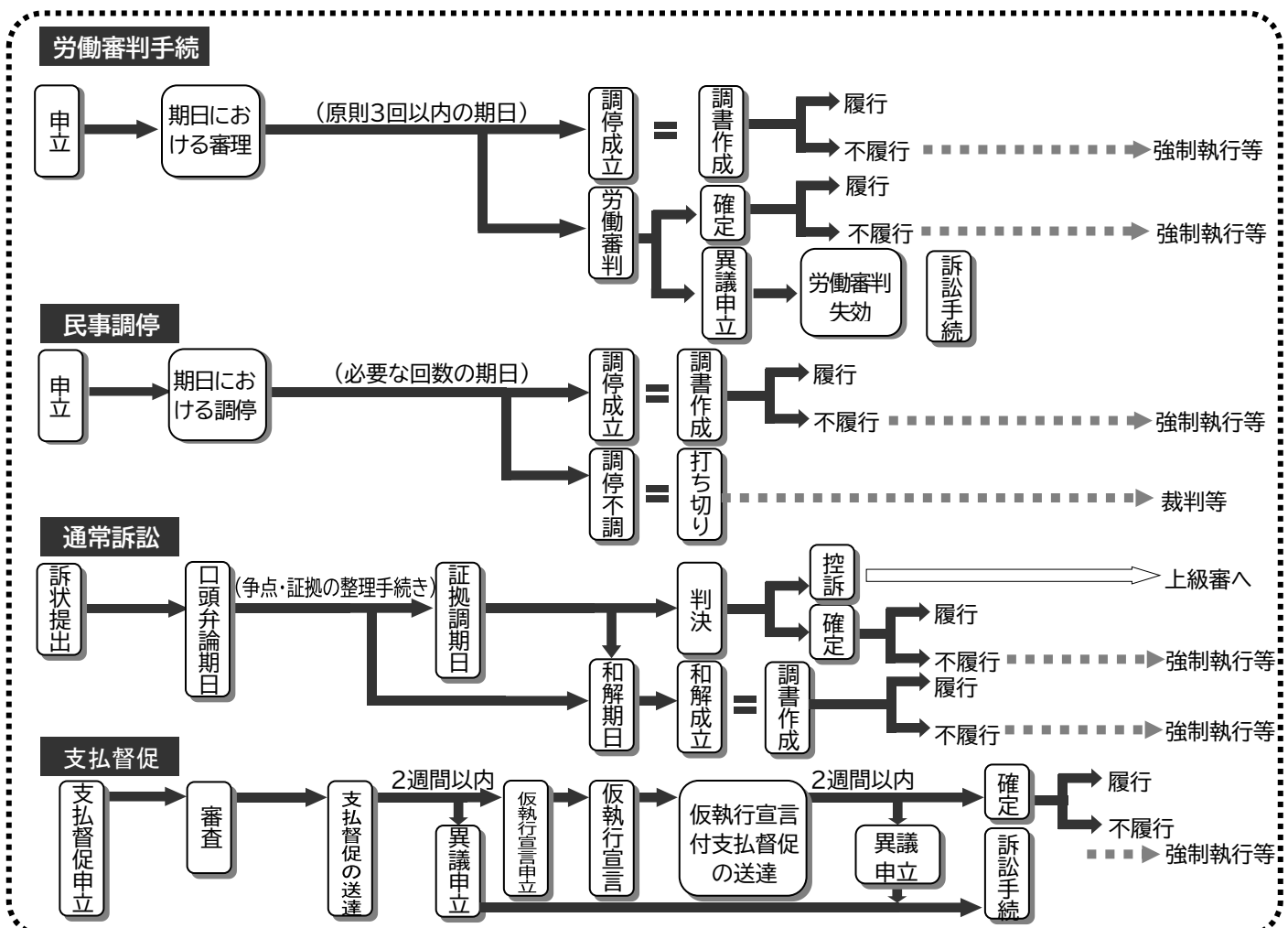
◎裁判所の管轄はどうなっているか

原則、訴えられる側の住所地(使用者の場合は会社の所在地)を管轄する裁判所ですが、内容により異なることもあるので裁判所に確認しましょう

◎訴状や申立書を自分で書く時、最低限どんなことに気を付けたいか。

内容については、①申立て(訴え)を起こした趣旨(請求の趣旨)「例:未払いの賃金〇〇円を支払え」と、②申立て(訴え)の理由(請求の原因)「例:時給〇〇円で〇月分が払われていない」がきちんと分かりやすく、しかも、つじつまが合っている必要があります。例えば、日給1万円で1か月分の賃金として50万円を請求するのは、理屈に合いません。

◆労働審判手続・民事調停・通常訴訟・支払督促の手続きの流れ



■弁護士労働相談(かながわ労働センター) ※要予約。事前に職員が相談を受けます。

名称	郵便番号	所在地	電話番号	実施日 (祝・休日、年末年始を除く)
かながわ労働センター 本所	231-8583	横浜市中区寿町 1-4	045(662)6110	第1・3・5火曜日 13:30~16:30
川崎支所	213-0012	川崎支高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 1 階	044(833)3141	第4火曜日 13:30~16:30
県央支所	243-0004	厚木市水引 2-3-1	046(296)7311	第3水曜日 13:30~16:30
湘南支所	254-0054	平塚市中里 50-1 神奈川県平塚合同庁舎(仮庁舎)本館 1 階	0463(45)3150(代表)	☆第2水曜日 13:30~16:30

☆月によって小田原合同庁舎で実施する場合がありますので、予約時にご確認ください。

■女性のための女性弁護士労働相談(かながわ労働センター)※要予約。事前に職員が相談を受けます。

名称	郵便番号	所在地	予約電話番号	実施日 (祝・休日、年末年始を除く)
かながわ労働センター 本所	231-8583	横浜市中区寿町 1-4	045(662)6110	奇数月 第2火曜日 13:00~16:00
マザーズハローワーク横浜	220-0004	横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 ST ビル 16 階	045(662)6110 (かながわ労働センター本所)	第4金曜日 13:00~16:00
マザーズハローワーク相模原	252-0303	相模原市南区相模大野 3-11-7 相模大野 B&V ビル 6 階	046(296)7311 (かながわ労働センター県央支所)	偶数月 第3木曜日 13:00~16:00

■神奈川県内の地方裁判所・簡易裁判所

●地方裁判所 ※労働審判手続は県内全域を本庁が管轄 (問い合わせ窓口：本庁第7民事部 045(664)8767)

裁判所名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域 ※
横浜(本庁)	231-8502	横浜市中区日本大通 9	045(664)8746	横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、寒川町
川崎支部	210-8559	川崎市川崎区富士見 1-1-3	044(233)8172	川崎市
相模原支部	252-0236	相模原市中央区富士見 6-10-1	042(757)7516	相模原市、座間市
横須賀支部	238-8510	横須賀市新港町 1-9	046(823)1907	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
小田原支部	250-0012	小田原市本町 1-7-9	0465(24)1564	平塚市、大磯町、二宮町、小田原市、秦野市、南足柄市中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村

●簡易裁判所

裁判所名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	管轄区域
横浜	231-0021	横浜市中区日本大通 9	045(662)6971	横浜市中区、南区、磯子区、金沢区、港南区
神奈川	221-0822	横浜市神奈川区西神奈川 1-11-1	045(321)8045	横浜市鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区
保土ヶ谷	240-0062	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 239	045(331)5991	横浜市保土ヶ谷区、西区、旭区、瀬谷区
鎌倉	248-0014	鎌倉市由比ガ浜 2-23-22	0467(22)2202	鎌倉市、横浜市戸塚区、栄区、泉区
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町 1-8	0466(22)2684	藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、寒川町
川崎	210-8559	川崎市川崎区富士見 1-1-3	044(233)8174	川崎市
相模原	252-0236	相模原市中央区富士見 6-10-1	042(757)7707	相模原市、座間市
横須賀	238-8510	横須賀市新港町 1-9	046(823)1907	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
小田原	250-0012	小田原市本町 1-7-9	0465(24)1570	小田原市、秦野市、南足柄市、中井町、天井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
平塚	254-0045	平塚市見附町 43-9	0463(31)0513	平塚市、大磯町、二宮町
厚木	243-0003	厚木市寿町 3-5-3	046(221)2018	厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村

裁判所ホームページ (<http://www.courts.go.jp/>) では、裁判手続等について案内しているほか、簡易裁判所への申立て等で使用する書式の一部についてダウンロードが可能です。

■法テラス(日本司法支援センター)

名称	郵便番号	所在地	電話番号
法テラス神奈川	231-0023	横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 10 階	0570-078308
法テラス川崎	210-0007	川崎市川崎区駅前本町 11-1 パシフィックマークス川崎ビル 10 階	0570-078309
法テラス小田原	250-0012	小田原市本町 1-4-7 朝日生命小田原ビル 5 階	0570-078311

法テラスホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

■弁護士会

名称	郵便番号	所在地	電話番号
神奈川県弁護士会 関内法律相談センター	231-0021	横浜市中区日本大通 9 神奈川県弁護士会館 1 階	045(211)7700

神奈川県弁護士会ホームページ(<http://www.kanaben.or.jp/>)では、上記以外の地域の法律相談センターについても案内しています。